

簡易ガスをご利用のお客さまへ

ガス料金に関するお知らせ

(原料費調整制度における調整上限の廃止について)

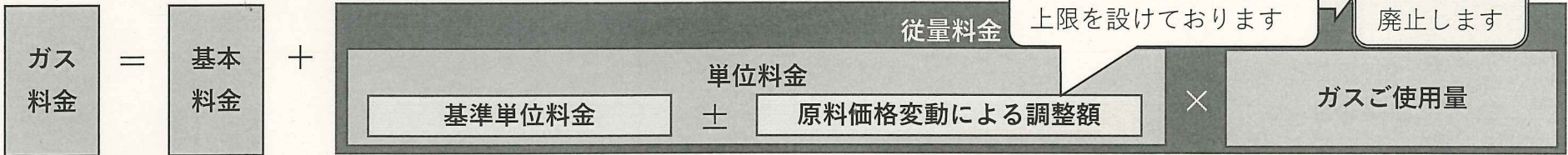
日頃より松江市ガス局をご利用いただき、ありがとうございます。

さて、松江市ガス局は令和4年11月1日付けで簡易ガス小売供給約款の原料価格変動による調整に関わる規定を一部改定させていただき、12月検針分より適用する予定としておりますのでお知らせいたします(松江市議会令和4年9月定例会に關係条例の改正案を提案予定)。

改定内容について何卒ご理解いただくとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

改定内容

各月のガス料金は、基本料金と従量料金(単位料金×使用量)の合計となります。単位料金は、原料価格の変動に応じて毎月調整させていただいております。



現在の制度では単位料金に反映する原料価格に上限(簡易ガス: 108,030円/トン)を設けており、上限を超過した分は単位料金に反映しないことになっています。

しかしながら、昨今の原料価格高騰に伴い簡易ガスは令和4年9月検針分より上限を超過しており、今後も上限の超過が見込まれています。このため、今後の事業経営に大きな影響を及ぼし、企業努力だけでは対応が困難な状況となるため、ガスの安定供給に支障をきたす恐れがあります。

つきましては、誠に心苦しいですが、この度、約款の改定をさせていただき、令和4年12月検針分より上限の廃止をさせていただきますたく存じます。尚、本約款改定に伴うお客さまご自身でのお手続きは不要です。

また、原料価格が下がれば、従来どおりガス料金も下がります。

※お客さまにお支払いいただく際の各月の単位料金と、標準家庭(10m³/月ご使用時)におけるガス料金は、適用月2か月前の月末よりガス局ホームページにてお知らせいたします。